（施設等機関の職）

第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

小樽検疫所総務課
仙台検疫所総務課
新潟検疫所総務課
那覇検疫所総務課
国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所
国立児童自立支援施設に置く人材育成センター
国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター
国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部発達障害情報・支援センター
国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部
国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部
国立障害者リハビリテーションセンター学院

附　則

1～6　（略）

（薬事監視専門官の設置期間の特例）

7　第七百二十四条の関東信越厚生局の薬事監視専門官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

8～10　（略）

（施設等機関の職）

第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

小樽検疫所総務課
仙台検疫所総務課
新潟検疫所総務課
那覇検疫所総務課
国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所
国立児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員養成所
国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター
国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部発達障害情報・支援センター
国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部
国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部
国立障害者リハビリテーションセンター学院

附　則

1～6　（略）

（薬事監視専門官の設置期間の特例）

7　第七百二十四条第一項第二号ロの薬事監視専門官のうち一人は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

8～10　（略）

（再乱用防止対策官の設置期間の特例）

11　第七百二十八条第二項第四号ハの再乱用防止対策官は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。

12～14　（略）

（再乱用防止対策官の設置期間の特例）

11　第七百二十八条第二項第四号ホの再乱用防止対策官は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

12～14　（略）

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（児童自立支援施設の長の資格等） **第八十一条**　児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する人材育成センターが行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一・二　（略） 三　児童自立支援専門員の職にあつた者等　児童自立支援事業に五年以上（人材育成センターが行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者 四　都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの イ～ハ　（略） 2　（略）	（児童自立支援施設の長の資格等） **第八十一条**　児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 一・二　（略） 三　児童自立支援専門員の職にあつた者等　児童自立支援事業に五年以上（養成所が行う児童自立支援専門員として必要な知識及び技能を習得させるための講習の課程（以下「講習課程」という。）を修了した者にあつては、三年以上）従事した者 四　都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以上）であるもの イ～ハ　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。